

# 教育職員給与規程

## 第1条（目的）

この規程は、東京医療保健大学（以下「本学」という。）就業規則第30条の規定に基づき、本学に勤務する教育職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

## 第2条（適用範囲）

この規程は、本学専任教員として、雇用された教育職員（以下「教員」という。）に適用する。

## 第3条（給与の区分）

1. 教員の給与は、基本年俸及び諸手当により支給する。
2. 基本年俸とは、一の年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）の職務遂行に対する対価として、教員に支給する。
3. 諸手当とは、扶養手当、職務手当、住宅手当、入試手当、通勤手当、調整手当、時間外勤務手当、休日勤務手当をいう。

## 第4条（基本年俸）

教員の基本年俸の決定は、次条に定める基準の範囲内で、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して決定する。

1. 教員の職
2. 教員の職務の量、複雑困難の度合い
3. 教員の年齢、経歴、資格、教育研究実績及び業務実績並びに職務遂行能力
4. 国公立大学の給与基準
5. 他の教員との均衡

## 第5条（基本年俸額の基準）

1. 教員の基本年俸額は、当該350万円以上1,200万円以下の範囲内とする。
2. 教員の基本年俸額は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、各号に定める額の範囲内とする。
  - (1) 教授 900万円以上1,200万円以下
  - (2) 准教授 700万円以上950万円未満
  - (3) 講師 550万円以上750万円未満
  - (4) 助教 450万円以上600万円未満
  - (5) 助手 350万円以上550万円未満

ただし、学内事情により、この規定に適合しない場合は、大学経営会議の議を経て理事長が決定する。

3. 令和7年度に限り、教員の教授・准教授・講師の基本年俸は、次の各号に定める額の範囲内とする。

- (1) 教授 700万円以上1,200万円以下
- (2) 准教授 600万円以上950万円未満
- (3) 講師 500万円以上750万円未満

#### 第6条（基本年俸額の基準の改定）

前条に規定する基本年俸額の基準は、大学の経営状態、物価等の社会経済の動向、国公立大学の従事者における給与水準の動向等を総合的に勘案し、改定することがある。

#### 第7条（基本年俸の決定）

- 1. 教員の基本年俸額は、毎年度、当該教員の基本年俸額に、当該年度の前年度教員業績及び教育貢献度等を勘案し理事長が決定する。
- 2. 第1項に規定する教員業績評価の方法は、別に定める。

#### 第8条（扶養手当）

- 1. 扶養手当は、扶養親族のある教員に対して支給する。
- 2. 扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその教員の扶養を受けおり、原則として日本私立学校振興・共済事業団の被扶養者になっている者とする。
  - (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
  - (2) 満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子
  - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母（75歳以上は日本私立学校振興・共済事業団の被扶養者として加入し75歳以上で後期高齢者により資格喪失をした場合には引き続き扶養親族とみなす）
  - (4) 満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある弟妹
- 3. 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については13,500円、同項第2号から第4号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）のうち2人までについてはそれぞれ6,000円、（配偶者のいない場合は、そのうち1人については11,000円、ただし、子の場合は11,500円）その他の扶養親族については1人につき5,500円とする。

4. 扶養親族たる子のうち満19歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。（ただし、本規程改定前に令和6年3月31日現在19歳未満で5,000円付与されている場合は、満22歳の年度末3月まで本扶養手当を付与する。）
5. 扶養手当は、原則として扶養親族をもった月から扶養親族でなくなった月まで支給するものとする。
6. 扶養親族に変更があった場合は、教職員自ら遅滞なく届け出なくてはならない。届け出が遅れた場合、また虚偽の申告をした場合、扶養手当を支払わない。また支給済みの扶養手当の返還を命ずることがある。

#### 第9条（職務手当）

職務手当は、理事長が必要と認めた場合に支給することができる。

#### 第10条（住宅手当）

1. 住宅手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃を支払っている教員に支給する。
2. 住宅手当額は、月額27,000円とする。

#### 第11条（入試手当）

入試手当は、当該年度の応募状況を勘案して支給することがある。手当の額はその都度理事長が定める。

#### 第12条（通勤手当）

1. 教員が勤務地から2km以上離れた住居から通勤している場合には、通勤手当として実費を支給する。
2. 通勤経路は、最短距離と最低料金とによることを原則とする。
3. 通勤の途中、バス等を併用する者については、住居または通勤箇所から最寄駅まで2kmを超える場合に限る。
4. 通勤手当は、月20日以上欠勤した者には支給しない。
5. 住所変更、料金改定などにより通勤手当を変更すべき事実が生じた場合には、ただちに届け出なければならない。
6. 通勤手当の限度額は、月額60,000円とする。

#### 第13条（調整手当）

調整手当は、理事長が必要と認めた場合に支給することができる。

#### 第14条（時間外勤務・休日勤務等）

1. 本学は、業務上必要がある場合は、所定勤務時間外又は休日に勤務させることがある。
2. 所定時間外勤務や休日勤務を管理する際に用いる「1週間」とは、土曜日から金曜日までをいう。

#### 第15条（時間外勤務手当・深夜勤務手当）

1. 教員が時間外勤務を命じられた場合には、次の計算方法により時間外手当を支給する。基本給とは基本年俸（諸手当を除いた額）を12で除して得た額。

$$\frac{\text{基本給} + \text{職務手当} + \text{調整手当} + \text{住宅手当}}{\text{1ヶ月の平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外労働の時間数}$$

（時間外労働が1ヵ月60時間を超える部分）

$$\frac{\text{基本給} + \text{職務手当} + \text{調整手当} + \text{住宅手当}}{\text{1ヶ月の平均所定労働時間}} \times 1.5 \times \text{時間外労働の時間数}$$

2. 午後10時から午前5時までの深夜時間帯に勤務した場合には、次の計算方法により深夜勤務手当を支給する。

$$\frac{\text{基本給} + \text{職務手当} + \text{調整手当} + \text{住宅手当}}{\text{1ヶ月の平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜労働の時間}$$

3. 時間外勤務が前項の深夜時間帯に行われた場合は、次の計算方法により手当を支給する。

$$\frac{\text{基本給} + \text{職務手当} + \text{調整手当} + \text{住宅手当}}{\text{1ヶ月の平均所定労働時間}} \times 1.5 \times \text{深夜労働の時間}$$

4. 時間外勤務が1ヵ月60時間を超え且つ深夜時間帯に行われた場合は、次の計算方法により手当を支給する。

$$\frac{\text{基本給} + \text{職務手当} + \text{調整手当} + \text{住宅手当}}{\text{1ヶ月の平均所定労働時間}} \times 1.75 \times \text{深夜労働の時間}$$

#### 第16条（休日勤務手当）

1. 教員が休日勤務（含む所定休日）を命じられた場合には、休日勤務手当を支給する。ただし、休日勤務について勤務日の振り替えを行った場合には、この限りではない。
2. 休日勤務手当は、次の計算方法により支給する。基本給とは基本年俸（諸手当を除いた額）を12で除して得た額。

$$\frac{\text{基本給} + \text{職務手当} + \text{調整手当} + \text{住宅手当}}{\text{1ヶ月の平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{休日勤務時間}$$

(休日勤務が午後10時から午前5時までの深夜時間帯に行われた場合)

$$\frac{\text{基本給} + \text{職務手当} + \text{調整手当} + \text{住宅手当}}{\text{1ヶ月の平均所定労働時間}} \times 1.6 \times \text{休日勤務時間}$$

#### 第17条 (諸手当の金額)

諸手当の金額の限度額は、別に定める。

#### 第18条 (その他の手当)

その他の手当の設置は、大学経営会議の議を経て理事会で決定する。

#### 第19条 (給与支払の原則)

1. 給与は、原則として、通貨をもって、直接本人に全額を支払う。ただし、本人の承諾がある場合には、本人名義の銀行口座に払い込むことができる。この場合、本人が給与支払日に払出しができなければならない。
2. 教員に給与を支払う際には、当該給与から、次の各号に掲げる税等に相当する金額を控除する。
  - (1) 源泉所得税
  - (2) 住民税
  - (3) 雇用保険料
  - (4) 日本私立学校振興・共済事業団等の掛金等
  - (5) 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの
3. 教員が死亡した場合には、その月までの給与を遺族に支給する。

#### 第20条 (給与の支給日等)

給与の支給日は、毎月23日とする。ただし、支給日が休日又は土曜日にあたるときは、その前日とする。

#### 第21条 (給与支給の計算期間)

給与支給の計算期間は、当月1日から末日までとする。ただし、時間外勤務手当、休日勤務手当などの支給については、毎月末日を締切日と定め、翌月23日(休日の場合は、前営業日)の給与支払日に支払うものとする。

#### 第22条 (給与の日割計算)

年度の途中で、新たに教員となった者、離職した者、死亡したものの又は基本年俸額に異動が生じた者の基本年俸は、当該年度の総日数から規定する休日の日数を差し引いた

日数を基礎として、日割りによって計算しこれを支給する。ただし、離職又は死亡した教員に月の末日まで基本年俸を支給するときは、第23条第4項に規定する場合を除き、第23条第1項から第3項までの規定に基づき当該月までに現に支払った基本年俸を、日割りによって計算して支給した基本年俸とみなす。

### 第23条（基本年俸の支払方法）

1. 教員の基本年俸は、基本年俸額を12で除して得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額。以下「基本年俸支払基礎額」という。）を毎月支払う。
2. 前項の規定にかかわらず、教員の申出があったときは、6月及び12月以外の月は基本年俸額を16で除して得た額（当該額に100円未満の端数を生じたときはこれを切り上げた額。以下「月払基本年俸支払額」という。）を支払い、6月及び12月は月払基本年俸支払額に2を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数を生じたときはこれを切り上げた額。以下「半期払基本年俸支払額」という。）を月払基本年俸支払額と別に支払う。
3. 前項に規定する半期払基本年俸支払額は、6月に支払うものについては第1項に基づき4月から9月に支払うべき基本年俸支払基礎額の一部とみなし、12月に支払うものについては同項に基づき10月から翌年3月に支払うべき基本年俸支払基礎額の一部とみなす。
4. 年度の途中で離職した教員が第2項の規定に基づき月払基本年俸支払額及び半期払基本年俸支払額を支払われ、当該年度に現に支払われたそれらの総額が第22条に基づき日割りによって計算して得られた額を超える場合、当該教員はその超える部分に相当する額を本学に返還しなければならない。

### 第24条（休職者の給与）

1. 教員が就業規則第35条第1項第1号、並びに就業規則第37条第1項及び第2項に掲げる事由に該当して休職を命じられた場合には、その休職期間中は、標準報酬月額額の100分の80を支給する。ただし、日本私立学校振興・共済事業団から給付を受けられる期間は、これらの給与は支払わないものとする。
2. 教員が就業規則第35条第1項第3号に掲げる事由に該当して休職を命じられた場合には、その休職期間中は、標準報酬月額額の100分の60を支給する。
3. 休職とされた期間の給与の支給額の算定にあたっては、第22条に規定する日割り計算の方法に準じる。

### 第25条（特別有給休暇中の給与）

1. 特別有給休暇中の給与は、期間中受けとるべき賃金の100分の100を支給

する。

2. 前項の規定にかかわらず、女子教員の出産にともなう産前産後の産休期間については、標準報酬月額<sup>1</sup>の100分の80を支給する。ただし、日本私立学校振興・共済事業団から給付を受けられる期間は、これらの給与を支払わないものとする。
3. 産前産後の産休期間休職とされた期間の給与の支給額の算定にあたっては、第21条に規定する日割り計算の方法に準じる。
4. 第1項の規定にかかわらず、育児休業期間中の給与については、育児休業規程第8条に定める
5. 第1項の規定にかかわらず、介護休業期間中の給与については、介護休業規程第9条に定める。

## 第26条（欠勤等の扱い）

教員が所定労働日に欠勤、遅刻、早退および私用外出をした場合は、その勤務しない時間に対する給与（入試手当は除く）は、原則として支払わないものとする。欠勤期間中の給与支給額の算定にあたっては、第22条に規定する日割り計算の方法に準じる。

## 第27条（規程の改廃）

1. この規程の改廃は、大学経営会議で決定する。

### 附則

1. この規程は平成17年4月1日から施行する。
2. 平成17年度及び平成18年度採用教員については、第5条及び第22条の規定にかかわらず、別に決定することができる。
3. 第5条の規定にかかわらず、担当授業科目数及び授業時間数によっては出勤日数を別に定め、出勤日数に応じて別に決定することができる。

### 附則

この規程は平成20年11月5日から施行する。

### 附則

この規程は平成22年11月10日から施行する。

### 附則

この規程は令和5年4月1日から施行する。

### 附則

この規程は令和6年4月1日から施行する。

### 附則

この規程は令和7年4月1日から施行する。